

## 社会福祉法人健睦会 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 要支援、要介護者（以後要介護者等とする。）の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及び、その家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行う。また地域包括支援センターより委託を受け、要支援者の介護予防ケアマネジメントの相談や調整、その他の便宜の提供を図ることを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 利用者が要支援、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 事業の実施にあたっては、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
  - 5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」平成11年3月31日 厚生省令第38号」を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人健睦会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 兵庫県加東市下滝野字高倉1283番地37

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人健睦会居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指

定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たる。

- (2) 介護支援専門員 3 名（常勤職員 2 名（内 1 名管理者と兼務）、非常勤職員 1 名）  
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス、介護予防サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 居宅介護支援及び介護予防支援事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。  
(2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

（指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額）

第 6 条 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業の提供方法は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業又は指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 利用者の相談を受ける場所   | 居宅介護支援事業相談室   |
| (2) 使用する課題分析の種類    | 介護：居宅サービス計画ガイドライン<br>予防：介護予防支援・サービス計画                                       |
| (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 要介護利用者は原則として 1 か月に 1 回、要支援利用者は原則として 3 か月 1 回、他利用者の状況に著しい変化があった時等必要に応じて訪問する。 |
| (4) 標準担当件数         | 4 5 件未満   |
- 2 厚生大臣が定める基準（若しくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示する。  
3 交通費について第 7 条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、それに要した交通費の実費を利用者から受けることがある。  
4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。  
5 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第 6 条 通常の事業の実施地域は、原則として加東市とし、希望があれば相談に応じる。

(苦情処理)

第7条 居宅介護支援及び介護予防支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

- 2 当事業所が提供した居宅介護支援及び介護予防支援に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止)

第8条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 この規定の趣旨と内容は、市における暴力団の排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協議して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

(事業継続計画)

第10条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第11条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会等を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援等を提供した日をいう。) から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める重要事項は社会福祉法人健睦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成14年12月20日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年10月16日から施行する。

附則

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規定は、令和1年9月1日から施行する。

附則

この規定は、令和1年11月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年6月26日から施行する。